

# 熊本県リサイクル製品認証制度

## 令和元年度（2019年度）「認証申請の手引き」

### 1 制度の概要

#### 1 制度の目的

熊本県では、環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、熊本県リサイクル製品等の認証を行います。県内産リサイクル製品を県で認証し、その利用促進を進めて、資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化並びに県内リサイクル産業の育成を図ることを目的としています。

#### 2 認証の対象となる製品とは（認証要件）

- ①県内の事業場で製造等がなされること。（生活環境保全のための必要な措置が講じられていること）
- ②認証基準※に適合すること。
- ③関係する法令を遵守して製造等がなされること。
- ④原材料である循環資源の入手の経路及び供給者が明らかであること。
- ⑤認証の申請時において既に県内で販売され、又は申請から6月以内に県内で販売されることが確実であること。

#### 3 製品認証を受けると

- ・ 県のホームページへの掲載
- ・ 認証製品のパンフレット作成、広報
- ・ 各種展示会等への出展費用の補助
- ・ 業界団体への周知

### 2 認証の対象品目

- (1) 再生資源を含有したコンクリート
- (2) 再生資源を含有したコンクリート二次製品（セメントコンクリート二次製品）
- (3) 再生資源を含有した外装材
- (4) 植生基材
- (5) 木質系資材（土木建設資材）
- (6) 木質系資材（その他）
- (7) 普通肥料
- (8) 特殊肥料
- (9) 印刷用紙
- (10) バイオディーゼル燃料混合軽油
- (11) 廃プラスチック製品（※今年度新たに追加）
- (12) 廃石膏を使用した製品（※今年度新たに追加）

◆対象品目及び認証基準については、  
必要に応じて随時見直しを行っていきます。

※品目ごとの認証基準は、県庁ホームページ

([http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_23065.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_23065.html)) をご参照ください。

### 3 認証の手続き

#### 【申請受付期間】

令和元年（2019年）5月20日（月）から**8月23日（金）**まで

※土曜、日曜及び祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時15分までです。

※待ち時間をなくすため、電話で日時の予約をお願いします。

※郵送での申請も可能です。電子メールによる申請は受け付けておりません。

#### 【申請受付窓口】

熊本県環境生活部 循環社会推進課 資源循環推進班（県庁新館5階）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-333-2278 FAX：096-383-7680

#### ◆ 認証までの流れ

##### ①申請受付（5月～7月）

- ・申請書類は県庁ホームページから様式をダウンロードできます。

県庁ホームページ

([http://www.pref.kumamoto.jp/ki\\_ji\\_23359.html](http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_23359.html))

- ・申請手数料は無料です。

##### ②現地調査（8月～9月頃）

- ・必要に応じ、事業所等の現地確認を行います。

##### ③審査（11月～12月）

- ・有識者で構成する委員会で審査します。
- ・必要に応じ、応募製品の説明を求めることがあります。

##### ④認証（1月～2月）

- ・知事が認証し、授与式において認証書を交付します。
- ・認証の有効期間は3年です。（認証の日から3年を経過した日の属する月の末日まで）
- ・有効期間満了後も更新申請することができます。

#### ◆ 認定事業者の責務

認証リサイクル製品について

- ① 品質性能、環境安全性の基準の適合状況を確認する検査等を定期的（年1回以上）に実施し、製造・保管等の管理を行わなければならない。  
また、基準の適合状況等の報告として、様式第5号「認証リサイクル製品製造等管理報告書」を県に提出しなければならない。（年1回）。
- ② 販売実績及び価格等の報告として、様式第6号「認証リサイクル製品の価格及び販売実績報告書」を県に提出しなければならない。（年1回）。

※各様式は県庁のホームページからダウンロードできます。

県庁ホームページ

([http://www.pref.kumamoto.jp/ki\\_ji\\_23359.html](http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_23359.html))

◆ 提出書類

- ① リサイクル製品認証申請書 ※1
- ② 申請者の登記事項証明書
- ③ 申請者と製造等を行う者が異なる場合は、関係が分かる資料
- ④ 製造工場等の付近見取り図
- ⑤ 品質性能に係る検査結果書の写し
- ⑥ 環境安全性に係る検査結果書の写し
- ⑦ 品質管理に関する資料
  - a 製造工場等の工場内配置図
  - b 申請製品の製造設備の概要
  - c 申請製品の製造等の工程図（製造フロー図）
  - d 申請製品の品質管理基準（社内規格一覧表）
  - e 品質管理体制図（製造工場等の組織図）及び品質管理責任者
- ⑧ 製品又は製品の見本及び製品の写真 ※2
- ⑨ 製品の写真の電子データ（県ホームページ掲載用）
- ⑩ 製品のパンフレット、説明書等
- ⑪ 会社案内、パンフレット等

※1 県庁ホームページの循環社会推進課からダウンロードできます。

県庁ホームページ

([http://www.pref.kumamoto.jp/ki\\_ji\\_23359.html](http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_23359.html))

※2 大型製品の現品は提出不要です。